

犯行時	裁判時		死刑	無期	30年～	20年～	15年～	10年～	5年～3年	3年未満	
	16年改正前						有期刑加重上限	有期刑上限 無期からの減軽刑の上限			
18歳, 19歳	20歳以上	右の刑で処断すべきとき	死刑	無期	30年以下の有期(定期)刑						
		言渡刑	死刑	無期	30年以下の有期(定期)刑						
	18歳, 19歳	右の刑で処断すべきとき	死刑	無期	30年以下の有期(定期)刑					3年未満の定期刑	
		言渡刑	死刑	無期				長期10年を上限とする不定期刑 (短期の上限は5年)	3年未満の定期刑		
14歳～17歳	20歳以上	右の刑で処断すべきとき	死刑	無期	30年以下の有期(定期)刑						
		言渡刑		無期			10年～15年の間の定期刑	30年以下の有期(定期)刑			
	18歳, 19歳	右の刑で処断すべきとき	死刑	無期	30年以下の有期(定期)刑					3年未満の定期刑	
		言渡刑		無期			10年～15年の間の定期刑	長期10年を上限とする不定期刑 (短期の上限は5年)	3年未満の定期刑		
	14歳～17歳	右の刑で処断すべきとき	死刑	無期	30年以下の有期(定期)刑					3年未満の定期刑	
		言渡刑		無期			10年～15年の間の定期刑	長期10年を上限とする不定期刑 (短期の上限は5年)	3年未満の定期刑		
			少年法51条1項	犯行時18歳未満の者には, 死刑で処断すべきときは, 無期刑を科す							
			少年法51条2項	犯行時18歳未満の者には, 無期刑で処断すべきときは, 10年以上15年以下の有期(定期)刑を言い渡すことができる							
			少年法52条	少年に長期3年以上(30年以下)の刑で処断すべきときは, 短期5年, 長期10年を上限とする不定期刑を言い渡す(執行猶予の場合は定期刑を言い渡す)							
				※処断すべきときとは, 法律上の加重減軽(酌量減軽を含む)を経た後の刑であり, 成人であればその範囲のまま言渡刑の範囲となる。							